

「頸に懸ける」考

高橋秀榮

はじめに

博物館施設の学芸員としての職務にある関係上、鎌倉時代の仏教書や古文書を紐解く機会が多いが、そんな折に、しばしば、「…を懸ける」「…に懸ける」という文字を挿んだ文章に出会うことがある。例えば、

- ・「奥の方の壁に本尊を懸け奉る」（『荒神供作法』）
- ・「天蓋を大壇の中心に懸け」（『本尊愛染王』敬愛）
- ・「護摩の時、仏眼を懸けて本尊と為す」（『私抄』第一）
- ・「空色の天蓋を張り、幡二十四流を懸け」（『法華法』）
- ・「繪綵珠網を懸ける、其の莊嚴は無量なり」（『守護經』広）
- ・「坤の角の庇の東南西の三面に御簾を懸け」（『建久灌頂記』）

というように、一見して知られるように、この「…を懸ける」 「…に懸ける」という文字を挿んだ文章はおおむね、密教の加持祈禱や秘儀伝授に関する書物に多く見られるが、しかしそれはなにも密教の書物に特有のものではなく、中世の文学書や歴史書にも少なからず見いだされるところである。例えば、『平家物語』には、

- ・「大壇に聖觀音像を懸け奉り、護摩壇に天王像を懸く可し」（『六字法』）

- ・「宇治殿の御祈に、大理趣房、此の法を修す時、胎藏界曼荼羅を懸けて之を行ふ」（『秘要抄』）
- ・「鳥羽院の御時、実範聖人円光房、院宣に依て、光明山に於て無垢淨光法を修せらるに、金剛界曼荼羅を懸け」（『無垢淨光陀羅尼法』）

- ・「右には善導和尚並びに先帝の御影を懸け」（灌頂卷・大原御幸）
- ・「此御衣を幡に縫て、長樂寺の仏前に懸けられるとぞ聞えし」（灌頂卷・女院出家）

という文章がみえるし、鎌倉幕府のできごとを編年体に

記録した『吾妻鏡』にも、

- ・「堂中の門ごとに彩幡・華鬘を懸け、仏供・灯明を備ふ」

（正嘉元年十月一日条）

- ・「先ず出居に入御し、其の所に衣架を立て、御服半尻の狩御衣、御水干袴、色々の御小袖十具、御帷子などを懸けらるるなり」（建長八年八月廿三日条）

- ・「辰の刻、鐘を懸く、同時に五大明王の像を堂中に安置したてまつる」（文暦二年六月廿九日条）

などと記されているところである。

そしてそれに関連して、「頸に懸ける」という言葉もあるのであるが、この言葉は『広辞苑』第四版にも、また『日本国語大辞典』にも収録が漏れている。⁽¹⁾その語彙項目がないばかりか、「くび〔首・頸〕」や「かける〔掛ける・懸ける〕」⁽²⁾の項目にも関連記述が見い出されない。したがってこの言葉はいまや死語の扱いをうけているらしく思われるが、平安時代から鎌倉時代に生きていた人々の生活や信仰ときわめて関

わりが深く、また当時の歴史を学んだり、仏教信仰の諸相をさぐる上でも見逃せない言葉の一つと考えられるので、以下にいくつかの例文や逸話を示しながら、その語義を少し考察してみたいと思う。

二

「…を懸ける」「…に懸ける」という言葉は、鎌倉時代の仏教書をはじめ、物語文学や歴史書などに見出される」とは前述したが、「懸ける」という語彙にはいったい、どのような意味が含まれているのであろうか。前掲の密教書の要文にみる一連の「懸ける」の語義としては、「①ある場所にものをささえとめる、取り付ける」「②高いところから吊り下げる」「③ものにつけて上から垂らす」の意であることは容易に推察されるところである。というのも、その「懸ける」もしくは「懸けられる」対象物が密教の修法に関わる仏像や仏画、さらには莊嚴具であるからである。事実、仏眼・聖観音像・胎藏界曼荼羅・金剛界曼荼羅などは密教の加持祈禱に欠かせない尊像類で、両界堂や灌頂堂や護摩堂などの内陣や修法壇の傍らの「高いところから吊り下げられる」ものであるし、また天蓋・幡・繪綵珠網・御簾なども密教寺院の莊嚴具として、金堂や講堂や三重塔などの天井や柱や長押などに「取り付けられる」ものであることからも十分了解されるのである。

しかしながら、「懸ける」の語義は、ただに「高い所からつり下げる」「取り付ける」「飾り付ける」という意味に限らず、そのほかの意味も存するのである。

三

源氏と平家の騒乱をテーマにした軍記物語の代表作である『平家物語』の文中には、「頸を斬つて」「首を刎ねて」といったような流血や殺傷を連想させる生々しい表現が見られるが、それに混じって「首を…に懸ける」というような文章も随所に見える。例えば、

- ・されども一人として、素懐を遂ぐる者なし。尸を山野に曝し、首を獄門に懸けらる（卷五、朝敵拘）
- ・南都の大衆、かかる内議をば知らずして、兼康が余勢六十余人搦め取つて、一々に頸を斬つて、猿沢の池の端にぞ懸け並べたりける（卷五、奈良炎上）
- ・明る廿日、木曾左馬頭、六条河原に打立て、昨日切る所の頸ども懸並べて記いたりければ、六百三十余也、其中に天台座主明雲大僧正、寺の長吏円慶法親王の御頸もからせ給ひたり、是を見る人涙を流さずと云ふ事なし（卷八、法住寺合戦）
- ・同廿三日大臣殿父子の頭都へ入る。檢非違使ども三条河

原にいで向て、是を請取り、大路を渡して、獄門の左の櫛の木にぞ懸たりける（卷十一、大臣殿被斬）
・十善帝王、都を出させ給て、御身を海底に沈め、大臣公卿、大路を渡して、その頸を獄門に懸けらる（卷十二・大地震）

（4）
よう。

ちなみに、そのような語義が視覚的に理解できる絵巻物が伝わっている。『平治物語絵巻』や『後三年合戦絵詞』などがそれである。前者には、信西入道（小納言藤原通憲）の生首が門の庇に結びつけられ、往来の人々の視線に晒されている光景が描かれているし、後者には、合戦の果てに捕らえた敵方の首が洗濯干し台のような渡し木に並べ吊るされた光景が描かれている。それらの絵巻を参考にすると、右に掲示した『平家物語』の文章にみる「頸を…に懸ける」の語義が、「（見せしめのために）人目にさらす」という意味に近いことが納得できるのである。

四

その一方で、「懸ける」という言葉には、「負担させる」という意味もあるらしい。網野善彦・笠松宏至・石井進編『中世の罪と罰』の文中には次のような文章が見える。

神人が刃傷・殺害された場合、宝物が盗まれた場合などは、清祓いが一般的に行われる。奈良の春日神社の場合、その清祓の費用は、「犯人の六親に懸け」、すなわち犯人の縁者に負担させるのが慣例となつていて、これと関係して、犯人の「縁舎にかけ」または犯人の「縁座を焼失せしめ」（『春

日神社文書』）のような表現もみられるのである。（5）

ここにいう「縁者に負担させる」という意趣は、「（犯人の犯した罪は）親類縁者が責任を負う」、「（犯人に代わって）親類縁者が費用を償い納める」というほどの意味かと思うが、「懸ける」の言葉に寄せて、そのような語義のあることは、通常の『国語辞典』には記載されていない。恐らくは、歴史学における特殊な語義の一つ、あるいは学術的な語釈かも知れないが、「犯人の六親に懸ける」という用例ともあいまつて、この語義はなかなかに興味深いものがある。

五

「…を懸ける」「…に懸ける」という言葉の語義をめぐっては、さらによくまた次のような意味のあることに注意を払いたい。例えば、生駒良遍上人の著作の一つ『護持正法章』の冒頭には、「僅懸眸於一伽藍之灯、和光同塵之願本譬也」という文が見えるが、この場合の「懸ける」の意味は、前述の「高いところから下り下げる」「人目にさらす」「負担させる」などの意味とは大いに異なり、「仏の教えに心を寄せる」という意味である。「伽藍之灯」とは、僧侶が集まつて仏道修行に取り組む清浄閑静な道場に点じられた灯火を喻えにして、「修行の指針となるべき仏の教え」というほどの意味であり、「眸」とは、「瞳を凝らす」「凝視する」などの意で、

あわせて「仏の教えに心をそそぐ」「仏の教えに心を寄せる」というほどの意味になるのである。ちなみに、「眸を懸ける」という言葉は、「眸」という感覚器官をその対象にした特殊なものであるが、じつはこれに類する言葉は意外に多い。例えば、「目に懸ける」「目を懸ける」「鼻に懸ける」「口が懸かる」「口を懸ける」「声を懸ける」「手を懸ける」「手に懸ける」「腕によりをかける」「思いを懸ける」「情けを懸ける」「命を懸ける」「心に懸ける」「心を懸ける」などなど。⁽⁶⁾

六

ところで、『平家物語』には「頸に懸ける」という言葉に関連する珍しい逸話が記されているので、次にそれを紹介しながら、さらにその語義を探ってみたい。

□「(前略) 御辺の為に志の深い様を見給へ」とて懷より白い布に裏んだる髑髏一つ取り出だす。兵衛佐殿「あれはいかに」と宣へば、「是こそ御辺の父、故左馬頭殿の頭よ。平治の後、獄舎の前なる苔の下に埋もれて、後世弔ふ人もなかりしを、文覚存ずる旨あって、獄守に請ひ、頸に懸け、山山寺寺修行して、此の十余年弔ひ奉たれば、今は定めて一劫も浮かび給ひぬらん。されば故頭殿の御為にも、奉公の者で候ふぞかし」と申されければ、兵衛左、一定とはお

ぼえねども、父の頭と聞くなつかしさに、先ず涙をぞ流されける」(卷五・福原院宣)

□「(前略) 同八月廿二日、鎌倉の源二位頼朝卿の父、故左馬頭義朝のうるはしきかうべとて、高雄の文覚上人頸にかけ、鎌田兵衛が頸をば弟子が頸にかけさせて、鎌倉へぞ下られける。……(中略) : 是は年来義朝の不便にして召使はれる紺搔の男、年来獄門に懸られて後世弔ふ人も無りし事をかなしんで時の大理に逢ひ奉り、申給はり取おろして、兵衛佐殿流人でおはすれども、末たのもしき人なり、もし世に出でて尋ねらるる事もこそあれとて東山円覚寺といふ所に、深う納めて置たりけるを、文覚聞出して、彼紺搔男共に、相具して下りけるとかや」(卷十二・紺搔之沙汰)⁽⁸⁾

右の文章にその名がみえる「文覚」とは、京都高雄の神護寺の中興文覚上人のことである。彼は鳥羽天皇の皇后・上西門院に仕える北面の武士であったが、源渡の妻の袈裟御前を殺害した後悔の念から髪を下ろして仏門に身を投じた人である。しかし荒法師の異名があるように、生来性格が過激であつたらしく、仏道修行を志すや、炎天下の草むらに裸身をさらして虫類に血を吸わせたり、氷凍つゝ寒中に那智の滝に打たれるというような荒行に挑んだという逸話も伝わっている。その後、荒廃していた弘法大師ゆかりの神護寺の復興を

志した。最初に後白河法皇から応分の寄付を仰ごうと、勧進帳を懷に法成寺に出向いたが、折しも法皇は歌舞音曲の宴に臨席の真っ最中。それを知つたなら、後日、あらためて出直す位の心の余裕が欲しいところであるが、なんとしても法皇のご快諾を得たいと願う文覚にしてみれば、そんなことなど我関せず、大声張り上げて、寄進の趣旨を訴えたという。荒声たてて宴席を乱した文覚の行為は、案の定、法皇の逆鱗にふれ、その勘気をこうむつて遠く伊豆の地に流罪の身に処せられたという。そこで文覚は、法皇から神護寺復興の資金協力が得られなかつたことの悔しさも手伝つて一計を巡らし、獄舎の野辺から源義朝の「しゃれこうべ」なるものをさがし出した。そして、それを自らの「頸に懸け」て伊豆へ下り、蛭ヶ小島にとらわれの身であつた頼朝のもとを訪れ、「これはあなたの父故左馬頭義朝殿のみしるし。苔の下に埋もれていたのをもらひうけて、十余年の間、こうして頸にかけて弔つて参りました」と涙ながらに語り、頼朝に平家打倒の拳兵を勧めたというのである。

「頸に懸ける」という逸話は、京都・大徳寺の復興に尽くした禅僧一休宗純にも伝わつてゐる。大徳寺は南北朝時代に大灯国師宗峰妙超（一二八二—一三三七）によつて開創された臨濟宗の名刹であるが、応仁の乱で、同寺が火災に見舞われたとき、時の住持であつた一休宗純は、あまたの寺宝の中から大灯国師の墨蹟「看読真詮榜」（看経榜ともい）一つだけを取り出し、それを「頸に懸けて」避難されたという。この逸話は、NHKのテレビ番組「国宝への旅」やラジオ番組「ここをよむ・大灯を語る」でも紹介されたが、かなり古い時代からの口頭伝承らしい。⁽⁹⁾

徳衛氏は、「平家討滅に成功した頼朝が亡父追善のために鎌倉に一寺（勝長寿院）を建立し、頼朝の勲功に感じた後白河法皇が東獄の邊に埋められていた義朝の首を尋ね出させ、鎌倉へ送りとどけたとき、文覚の弟子の僧が遺骨を頸にかけて下

「看読真詮榜」は、その文字雄渾にして、じつに堂々たる王者の風格を漂わせた墨蹟中の墨跡として国宝に指定されているものである。現在、この遺墨は大徳寺の塔頭真珠庵に伝わっている。私はその名品を奈良国立博物館で開催された特別展「鎌倉仏教」の展示会場で拝見しただけであるが、実に雄揮な筆跡で、見る者を圧倒させる不思議な力があり、大いに魅力を感じたものである。大灯国師がいかに氣宇壮大な禅者、霸氣旺盛な禪者であったかを偲ばせる遺墨だけに、一休も戦乱の災いから命懸けで救い出したのであろう。いittai一休のほかに誰が大灯国師の墨跡を火難から救出することができたのであろうか。それが今日に伝わったのも、御開山の遺品を護持するという信仰上の表れのほか、禪美術に対する一休の心眼の深さ、見識の高さに起因するものであろう。一休自身の美を見る眼の深さがそれを救つたのだと思う。それがゆえにまた一休はその墨跡の名品を生涯にわたって護持、尊崇しつづけたのである。大徳寺きつての寺宝の墨跡が一休の「頸に懸ける」という行為を通じて、火難から救出されたといふこともまた歴史上の一つのドラマといつていいである。

八

「頸を懸ける」の逸話は、法然の弟子の空阿弥陀仏にも伝

わっている。彼は法然から直接浄土の教えを受けた念佛僧で、称名念佛に一意専心の信仰者であった。法然の生前は勿論のこと、没後においても念佛を怠ることがなかつたという。そればかりか、法然の没後は、法然の画像を「頸に懸けて」念佛を専らにすること、あたかも生前の法然に奉仕するがごとくであつた、と語り伝えている。

その当時、祖師や先師を敬慕する風潮の高まりと共に、仏教史上的名僧や信仰を同じくする祖師の肖像画が多く描かれた。そして、その忌日には、堂内の壁面に肖像画が懸けられ、香が焚かれ、報恩感謝の法要が営まれることが常であったという。そうした風潮は各宗派に浸透していくが、ことに密教僧の間では「懸影像、練行薰修」ということが行われたという。空阿弥陀仏が法然の像を「頸に懸け」て念佛していたという行為も、当時の仏教界の風潮をうけるものであつたのであろう。

九

「頸に懸ける」の逸話は、京都梅尾の高山寺を復興した明惠上人にも伝わっている。彼は八才で両親を失つた後、叔父の上覚房行慈の導きで高雄の神護寺に入り、行慈について出家した人である。その彼が十八才のみぎり、神護寺の経蔵で心に感銘を覚えるひとつの經典に出会つた。それは釈迦臨終

のときの説法を内容とする『遺教經』という経典であった。仏教の開祖釈尊が沙羅双樹の下で入滅してすでに二千年という歳月が過ぎ去っているのに、その經典にめぐりあうことができたのは、きっと前世からの仏縁によるものであろうと思つた明恵は、感涙抑えがたく、その經典を経袋に納め、以來、どのようなことが生じようとも、いつも肌身離さず大切に携えていようと心に誓つた、と弟子の喜海が編んだ『梅尾上人行状』（建保三年条）に記録されている。明恵が『遺教經』を生涯の持經と定め、それを経袋に納め、肌身から離さなかつたということは、敢えて言うまでもなく、「頸に懸ける」という行為と密接に絡むことなのである。

+

さらに、「頸に懸ける」の逸話は、中国唐時代の求法僧・玄奘三蔵にも伝わっている。玄奘三蔵は釈迦の遺法を学ぶ上で最も必要な仏教の聖典をインドに求めたいという念願から

國禁を破つてまでインドに苦難の旅をつづけ、ナーランダ大

学で仏教学を学び、十七年後に故国に帰つてきたという希代の求法僧であり、大旅行家でもあった。その十七年間にようぶ三蔵法師の「求法取經」の旅の様子は『大唐西域記』に詳しく記されている。またその苦難の旅をつづける三蔵法師の姿を偲ばせる絵画作品も二三伝わっている。中でもよく知ら

れているのは、東京国立博物館に所蔵されている重要文化財の「玄奘三蔵像」である。鎌倉時代の画像であるが、それに大量の巻子装の經典を収めた笈を背負い、右手にシビ、左手に巻物の經典を持って、故国めざして帰途を急ぐ法師の姿が描かれている。そしてその画像で注目を引くのは、法師の頸に大きなネックレスを思わせるような髑髏の首飾りが一連懸けられていることである。それらの髑髏は、三蔵法師の求蔵法師の旅につき従つた僧侶や従者たちが旅の途中で熱病に冒されたりして命を落とした人々の遺骨、いはば形見の舍利を象徴的に描いたものらしいことが『玄奘三蔵絵』の詞書によつて知られるが、絵師は、一連の髑髏を書き込むことによつて、三蔵法師の求法の旅がいかに艱難辛苦なものであったかを伝え、かつ偲びたかったのであろう。この玄奘三蔵の肖像画もまた「頸に懸ける」という語義を考えさせる一つの視覚的モニュメントというようか。

十一

「頸を懸ける」という行為は神仏の信仰ときわめて密接であるが、いったい、頸にはどのようなものが懸けられたのであろうか。右に紹介した数人の僧侶の逸話からは、「遺骨」「墨跡」「持經」「画像」などが知られるが、中世の聖教類などを子細に検索すると、その他の品目も拾い求めることができ

る。例えば、院宣⁽¹⁰⁾、仏舍利⁽¹¹⁾・舍利・白骨・御骨、遺骨、鬢髮⁽¹²⁾、持經・經文⁽¹³⁾、陀羅尼⁽¹⁴⁾、呪文⁽¹⁵⁾、偈⁽¹⁶⁾、儀軌⁽¹⁷⁾、秘書⁽¹⁸⁾、笠⁽¹⁹⁾、血脉⁽²⁰⁾、鳥⁽²¹⁾、文袋⁽²²⁾、金鼓⁽²³⁾、鈴⁽²⁴⁾、花鬘⁽²⁵⁾、九重守⁽²⁶⁾、懸守⁽²⁷⁾、護符⁽²⁸⁾、供養目録⁽²⁹⁾、念珠⁽³⁰⁾、巡礼札⁽³¹⁾などがある。

このように、「頸に懸け」られた品物はじつに多種多彩であつたが、その対象物は概して小型で軽量のものに限られたようである。「骨壺」「金鼓」などは、形が大きく、重さも加わるが、その他は総体的に形が小さく、軽いものばかりである。そもそものはず、形が小さく軽いものでなければ、頭部と身体をつなぐ細くくびれた「頸」⁽³²⁾の部分に「懸ける」といふことはできなかつたであろうし、また特に女性や子供が身につけるといふことも難しかつたに違いない。そこで神仏を尊敬する信仰上の証となる「仏舍利・持經・持仏」を始めとして、さまざまな災難から身を護るために用いる「懸守」にいたるまで、可能な限りの「軽・薄・短・小」化が試みられるようになつたのである。そしてその軽量化を通じて「肌身離さず」持ち歩くという言葉も生まれてきたのである。

おわりに

冒頭にも述べたことであるが、「頸に懸ける」という言葉は、最近刊行の『国語辞典』や『古語辞典』などに未収録である。したがつて、この言葉はすでに死語扱いを受けている

ようであるが、我が國中世の歴史や信仰の実相を考える上で重要なことばの一つであるといつても過言ではない。そこで、簡便な掌中版の『国語辞典』はやむを得ないとしても、せめて中世の文書・記録・聖教など、歴史資料の原文を読むための道具の一つである『古語大辞典』には収録漏れが無いように配慮してもらいたいものである。国語学者や辞典編纂者の力でこの語彙の復活が図られる日の近からんことを切に願うものである。

〔補記〕

鈴木格禪先生はいつも法衣を身に着け、首に頭陀袋を懸けて、電車・バスに乗り、大学に出講されていた。大学の仏教学部や国際禪研究所の研究発表会でご挨拶される時も先生は法衣姿で通された。私は学部一年の時から先生のお姿を拝見してきたが、一度も先生の洋服姿を目にしたことがない。鈴木先生が定年退官と聞いて、あの頭陀袋を「首に懸けた」先生のお姿が懐しく思い出される。あの頭陀袋の中には何が入っていたのであろうか。そのことを直接、先生から伺う機会が無かつたが、おそらくは貴重品のほかに『大智偈頌』や『正法眼蔵』や『良寛詩集』などの先生の愛読書も入っていたのではないかと勝手に想像しているが、今回、縁あって、鈴木先生の外出姿とも関係する「頸に懸ける」という語義を

少し考察した次第である。

註

(1) 小学館の『日本国語大辞典』には「くびに懸ける」という語彙は採られていないが、くび(首・頸)に関わる語彙としては次のようなものが収録されている。

くびが危ない。くびが落ちる。くびが飛ぶ。くびが細る。くびが回らない。くびと引替のもの。くびに撞木杖つかさる。くびにする。くびになる。くびに縄を付ける。くびの座。くびの座敷。くびの座へなおる。くびの台。くびの注文。くびの役人。くびを挙げ足を挙ぐ。くびを集め。くびを畏れ尾を畏る。くびを折る。くびを搔く。くびを懸く。くびを賭ける。くびを傾ける。くびを刻む。くびを切る。くびを溢る。くびを出す。くびを垂れ尾を振る。くびを垂れる。くびを縮める。くびを継ぐ。くびを突っ込む。くびを繋ぐ。くびを吊る。くびを長くする。くびを捩じる。くびを延ばす。くびを延ぶ。くびを延べ踵を挙ぐ。くびを剥ねる。くびを捻る。くびを振る。くびを回す。くびを召す。くびを疾ましめ鼻筋を縮む。

(2) 『広辞苑』第四版の「くび(頸・首)」の項には、

- (1) 脊椎動物の頭とつなぐ部分。頸部。
- (2) 衣服の、くびに当る部分。
- (3) 物の、くびの形をした部分。

(4) 身体のくびより上の部分。かしら。あたま。こうべ。

(5) 誠首。

(6) 顔。容貌
と、ごく簡潔な説明だけであるが、角川書店の『古語大辞典』

第二巻には、

(1) 頭部と胴体をつなぐ部分。大事な物を紐につるしここに懸け、また、ここを斬つたり締めたりして殺害する。

(2) 着物の襟の、頸に当たる部分。

(3) 器物の円筒形で細くくびれた部分。

(4) 琵琶の名所。琵琶の端の細くなっている部分。

(5) ①より上の部分、①のところで斬り取られた「かしら」全体をさすようになつたもの。中世初期よりこの義が生じ、斬り離された首もしくは斬り離すことについてのみいう。中世の合戦は、首を切断してその功の証としたので、首級を「しるし」といい、しるしを記録するものを首帳という。大将が首実検をしてのちに首捨てを行う。誅せられた者の首は高所に掛けて置き、見せしめとする。罪の軽い場合には遺族に首を下げ渡し、埋葬を許す。近世になって、生きている者の首部を普通にいうようになった。特に近世後期には、容貌のことを主にしていう言い方が生じた。

(6) 斬首の刑。

(7) 関係をなくされること。縁が切れること。

と、そこぶる詳細丁寧な解説が施されており、語義の探究に大いなる示唆が得られる。

(3) 「懸ける」という言葉に含まれる語義もじつに多い。『広辞苑』には、「事物の一部分を何かに固定してつながらせ全体の重みをそこにゆだねる。また、全体の動きを制約する意」とい

う総括的な意味のほかに、

- (1) ある物、場所などに事物の一部をささえとめる。
- (2) 事物を曲がった物・とがった物・張った物・仕組んだ物などでとらえる
- (3) 事物を他におおいかぶせる。ふりかける
- (4) (「架ける」とも書く) 事物をある所から他の所までわたす
- (5) 他にむけてある動作・作用を及ぼす
- (6) ある事物に対し心をむける
- (7) ある事柄に他の事柄を関係させる
- (8) ある物の上に他を加える
- (9) (他の動詞の連用形について) 物事を始めた情況にあるの意を表す

など、細かな語義が挙げられている。これら九種類の中から、「犯人の六親に懸け」という用例にみる「懸ける」の語義を強いて求めるとすると、(3)の「事物を他におおいかぶせる。ふりむける」の意に近いかも知れない。なお、平凡社の『日本史大辞典』(2)の「首を懸ける作法」と題した黒田日出男氏の口絵解説は「首を懸ける」という語義を理解する上で参考になるものである。

(4) 『吾妻鏡』卷一・治承五年二月九日の条にも、「九日、丙戌、去年冬、於河内国、為平家所被殺害、源氏前武藏權守義基之首、今日渡大路、懸獄門之樹」と見えるし、『太平記』にも、「楠判官ガ首ヲバ六条川原ニ懸ラレタリ、去ヌル春モアラヌ首ヲカケタリシカバ、是モ又サコソ有ラメト云者多カリケリ」(巻十六・正成首送故郷事)とみえる。

「頸に懸ける」考 (高橋)

(5) 『同書』「家を焼く」項参照

(6) 「目を懸ける」「声を懸ける」「命を懸ける」などの言葉は、最近はあまり耳になくなつたとはいえ、猛烈サラリーマンのいる会社などではまだ生きているコミュニケーション語のようを感じられる。ことに「目を懸ける」「声を懸ける」などは、職場の上司や先輩が後輩の職員に対して、仕事に張り合いを持たせるためにアドバイスを与えたり、励ましてやる、という意味をこめて使われることが多い。また「命を懸ける」という言葉は、新人職員が、自分の選んだ職場に誇りを持ち、「与えられた仕事を精一杯果たすべく、懸命に努力する」という姿勢や態度を示すときに使われることが多い。さらに「心に懸ける」という言葉は、遠方の知人や故郷の親類から安否を伝える手紙や贈り物が届いた時、その礼状に「お心に懸けて頂きありがとうございます」と書き添えて感謝の意を伝えることがある。こうして、他者からおくられる愛情や親切心などを表現する場合に使われる言葉の一つである。遠く離れているためにその望みが叶わぬ状態にあるときの心理状態、それもまた「心に懸ける」「心に懸かる」という言葉で表現される。

(7) 国語学や言語学の分野においては、このような肉体と精神、ないしは感覺器官にかかる言葉のことを「身体語彙」と呼称しているようであるが、それをテーマにした研究書としては、宮地敦子著『身心語彙の史的研究』(昭和五十四年刊)がある。なお、中世の仏教書に「身体語彙」の要文を探し求めたところ、以下の用例が得られた。

○手に懸ける

「仏手懸幡」（『転法輪抄目録』）

「又云、錦袋〔ニ〕種子姓名所念事ヲ入テ之彼手ニ令懸之」

（『八辟記』）

○肩に懸ける

「左手持大袋、從背令懸肩上、其袋色為鼠毛色」（『摩訶迦羅天』）

○腕に懸ける

「或義範僧都伝修此法ヲ、所求事ヲ入錦袋、本尊ノ御腕ニ懸ト

云々」（『地藏房口伝』）

○頸に懸ける

「此文者、堀川院懸御頸令崩御云々、良雅。師云、此文者、瑜祇經切文也云々、昼夜可誦云々」（『明算流第四重大事』）

「但シ心經ヲ書テ頸ニ懸トイムハ、クワノシルヲモテ書也、又香ニ桂木ノクチタルヲ桑葉ノ香合テ」（『求聞持儀軌』）

「產生以後者、令安呪枕上、或令懸頸也。至于七歳可令持之、

自爾以後者、母可取持也」（『不完聖教』二）

「上人「増賀」哀レニ悲シク□□給テ、跡ノ事、山ヲクリノ有様マテ、コマカニサハクリテ後、彼ノ白骨ヲ頸ニ懸ケ、限りノ時ノ□□□ク手ノ跡ハカリヲ懷ニ入テ立帰テ少納言致正入道ニ見セラレタリケリ」（『少納言致正入道因縁』）

○目に懸ける

「如仰昨日懸御目候條、真実悅入候」（『金沢文庫文書』三六七

○号）

「御下向之由承候者、懸御目候可申入候」（『金沢文庫文書』三五六六号）

「今一度懸御目候はやと、念々無懈怠」（『金沢文庫文書』五四

八六号）

「久不懸御目候之間」（『金沢文庫文書』四〇七九号）

○心（意）に懸ける

「最後之芳言留耳未忘、菩提之妙果懸心欲祈」（『覺禪抄』舍利法）

「心於三宝福田、懸望於九品淨刹、模安養花池迎三尊於祇園之月」（『転法輪抄』）

○一偈一句懸心於無上菩提、一花一香廻思於大般涅槃」（『嘆德』師）

「祈禱事、偏憑存候之処、被懸御意之旨奉候」（『金沢文庫文書』五二三号）

「相構被懸御意、御祈念候者、恐悅候」（『金沢文庫文書』五二九号）

○心を懸ける

「五部の心月を高く法界宮に懸け」（『一字金輪啓白』）、

「坐禪入定に心を懸け、遙に求菩提の輩なり」（『法華經尺』）

「一念三千等の法門を心に懸ける」（『正法眼藏隨聞記』）

「心を西方に懸けるなり」（『觀經定善問答私見聞』）

などの表現がある。

(8) 『平家物語』「紺搔之沙汰」の記事とほぼ同じ趣きを伝える

文章が『吾妻鏡』の文治元年八月三十日条にみえる。

「去ル十二日、判官ニ仰セテ、東獄門ノ辺ニ於イテ、故左典廐ノ首ヲ尋ネ出サレ、正清（号鎌田次郎兵衛尉）ノ首ヲ相副ヘテ、江判官公朝勅使ト為リ之ヲ下サル、今日公朝下着ス、仍テ二品之ヲ迎ヘ奉ラシメンガ為、自ラ稻瀬河ノ辺ニ参向シ給フ、

御遺骨ハ、文学上人門弟ノ僧等頸ニ懸ケ奉ル、二品自ラ之ヲ請

取り奉リ還向ス」

(9) ラジオ番組（講師・平野宗淨氏）のテキストにも、「第二次世界大戦の敗戦後、この墨蹟は国宝第一号に指定された名品です。これには面白い話がありまして、なぜ真珠庵にあるかといいますと、じつは一休さんがこの大灯国師の墨蹟を持っておりました。応仁の乱のときに大徳寺が丸焼けになるのですが、そのときに一休さんはこの墨蹟を袋へ入れて首から下げ、戦火の中を逃げ回ったという話が真珠庵に伝わっており、そのおかげで今日まで残ったということです。」と紹介されている。

(10) 院宣

□法皇大きに御感あつて、軽て院宣をぞ下されける。文覚是を取つて頸に懸け、又三日と云ふに伊豆國へ下り着く（『平家物語』卷五・福原院宣）

□この院宣をば錦の袋に入れて、石橋山の合戦の時も、兵衛佐殿頸にかけられるとぞ聞えし（『平家物語』卷五・伊豆院宣）

□院宣の御使泰定は、家子二人郎等十人具したり、院宣をば文袋に入て、雜色が頸にぞ懸させたりける（『平家物語』卷八・征夷將軍院宣）

(11) 仏舎利・舍利・白骨・御骨・遺骨

□法会の事終へし後、彼の禪尼來り曰く、摂津前司入道が所持の仏舎利は、人に付嘱せずして頸に懸けながら命終せり（『興正菩薩感身学正記』弘安二年の条）

経事』

□心に思はぐ、我が頸に舍利を懸け奉れり（『夢記』）

□仏舎利頸奉懸有十德事 一定不易徳。二定業能転徳。三儲集功均徳。四福利增長徳。五善神守護徳。六女人泰産徳。七衆人愛敬徳。八族徒昌多徳。九不中夭死徳。十決定成仏徳（『溪風拾葉集』卷十一）

□荼毘事終へぬれば、白骨を拾ひ頸に懸け、又商人船の便にて、

九國の地にぞ著きに蹴る（『平家物語』卷三・有王）

□有王は俊寛僧都の遺骨を頸に懸け、高野へ上り、奥の院に納めつつ、蓮華谷にて法師になり、諸国七道修業して、主の後世をぞ弔ひける（『平家物語』卷三・有王）

□さてしもあるべき事ならねば、同じき七日の日、愛宕にて煙になし奉り、骨をば円実法眼頸にかけ、摂津國へ下り、経島にぞ納めける（『平家物語』卷六・入道逝去）

□仁和寺宮御葬送、阿闍梨印性懸御骨即向高野山」（『兵範記』嘉応元年十二月条）

□長老の御骨かうやへ御のほり候よし、うけ給候へは、いまさらあはれにおほえさせをはしましてこそ候へ、かいゑん（戒円）の御房、御のほり候へは、御すゝき物などの事も、うけ給はり候はんする心ちして候つれとも、やかて御下候へは、なにの御ようにもたちまいらせ候はぬ、返々」（『金沢文庫文書』二八九七号）

(12) 髮髮

□又取幽靈鬚髮、今度則懸頸所參向也」（『吾妻鏡』卷四・元暦一年三月条）

(13) 持経・経文

□其後世々生々ノ持経也ト思食テ、入テ錦ノ袋ニ繫ケ御頸ニ給ヘリ、経ノ料紙、西天ノ多羅葉也』（『溪嵐拾葉集』卷六・三塔ト云事）

□可懸持童子経事、懷妊始、月之上旬ノ第八日、若ハ中旬ノ第十

五日之間ニ以吉日ヲ持チ八斎戒、始テ可懸持頸也』（『産秘抄』）

(14) 陀羅尼

□隨求ダルマ、先師口伝云、隨求法者、息災、増益、敬愛三種法可令修也。男子帰人無子息者、修此尊法、令致祈請者、少得端正之男女子息云々……

又云、此法只雖不修法、書写陀羅尼令懸頸下、帶着之者、必払魔縁、障除不祥事、增長寿命、福祿一切吉祥也云々』（『授心抄』卷上）

(15) 呪文

□治虎法、或伝、淨洗硯磨墨之間、可誦此呪、百反或五百反・大師御伝療虎呪也、此呪病人乳間書之也、但女人書可懸頸也、然後、令彼向東七反礼。已上明惠上人相伝』（『書名未詳』）

(16) 倬

□若人一心精進受持詠誦、此偈者、常為諸仏之□所護念、為普賢

之力所加護、為惡非人所不得便也、伝教大師在生之間、入錦袋懸御頸云々。大師弘仁十三年六月四日入滅矣』（『不完聖教』三）

(17) 儀軌

□施主許へ遣之、令懸頸、第一敬愛法也』（『覺禪抄』千手法）

(18) 秘書

□此書者、真宗規模之大事、當流第一之深秘也。（中略）朝暮懸

(19) 笠

□亦云く、故公胤僧正の云く。道心と云ふは一念三千の法門などを胸の中に学し入れてもちたるを道心と云ふなり。なにと無く笠を頸に懸けて迷ひありくをば天狗魔縁の行と云ふなり』（『正法眼藏隨聞記』）

□綾藺笠頸ニ懸テ、下衆ナレドモ月々シク輕ビカナル出来ヌ（『今昔物語集』卷二十九—(17)）

(20) 血脈

□彼流ニ、血脈相承トテ、此体ノ事ヲ書テ、懸頸ニ秘藏スル事共也』（『宗要集雜帖私見聞』）

□「當世ノ天台宗ノ學者ハ天台ノ石塔ノ血脈ヲ秘シ失フ、故ニ天台ノ血脈相承ノ秘法ヲ習ヒ失テ、我ト一心三觀ノ血脈トテ任セテ我意ニ造リ書ヲ、入レテ錦ノ袋ニ懸ケ頸ニ埋メテ箱ノ底ニ高直（值）ニ壳ル、故ニ邪義國中ニ流布シテ天台ノ仏法破失セル也」（『立正觀抄』）

(21) 鳥

□「ころす所の鳥を頸にかけさせて、禁獄せられけり」（『徒然草』一六二段）

(22) 文袋

□「これこそ流されたる俊寛よ」と名乗り給へば、雜色が頸にかけさせたる文袋より、入道相國の赦文取り出いて奉る』（『平家物語』卷三・足摺）

(23) 金鼓

□「持タル弓胡録ナドニ金鼓ヲ替ヘテ、衣袈裟直ク着テ、頸ニ懸

テ云ク、我レハ西ニ向テ、阿弥□仏を呼ビ奉テ」（『今昔物語

集』卷十九一（14）

（24） 鈴

□「源義親追討の為に、出雲の国へ下向せし例とて、鈴計り賜はつて、皮の袋に入れて、雜色が頸に懸けさせてぞ下られける」
（『平家物語』卷五・富士川）

（25） 花鬘

□「道場觀輪鬘事、花カツラ懸御頸也」（『大仏頂等』）

（26）「九重守」とは、密教の修法の本尊仏像や曼荼羅などを版で刷つて巻物にした小さなお守りをいい、奈良の西大寺に「弘安八年二月十五日信空」の刊記を刻んだ遺品が伝わっている。そのほか横浜の称名寺の本尊・弥勒菩薩像の像内からも類似の遺品が発見されている。

（27）「懸守」とは、神仏の護符を筒形の容器に入れて、錦の裂を包み、その両端に紐を結んだお守りをいう。この「懸守」を「頸に懸け」た外出姿の女性や子供の姿は、『春日權現靈験記絵巻』や『石山寺縁起絵巻』に見ることができる。当時の女性にとって、この「懸守」は、知らない土地に旅の杖を引くときに遭遇するかもしれないさまざまな災難を払い、または危険な目に遭遇しないように祈りを託す一種の「護身符」「守護符」として珍重された。大阪の四天王寺に、国宝の「懸守」が所蔵されている。筆者は平成四年師走に、東京のサントリーアート美術館で開催された「四天王寺の宝物と聖徳太子信仰」展でつぶさにそれを拝観する機会をもつたが、その折に目にした解説札の「懸守（かけまもり）」は紐をつけて胸に懸けて身の守りとした

もので、平安時代に女性や子供の服飾として定着した。四天王寺に伝存する7懸は檜材で胎地を作り各種の鮮やかな錦で包み、さらに透彫などの細工を施した銀製金具を鋲留めしている」との説明文には納得できなかつた。なぜかといふと、懸守は「胸に懸けて身の守りとした」ものではなく、「頸に懸けて身の守りとした」ものであるからである。帰宅して、何冊か『国語辞典』をひらいてみたが、その中で、適正な解説が施されていたのは、『大言海』（大槻文彦著の『言海』をもとに増補した国語辞典）で、それには、「筒守ノ紐ヲ頸ニ懸ケテ、胸ニ垂ルモノ、貴婦人ノセシコトナリ、俗間ニ、婚礼ノ時、新婦ノ襟ニ、愛敬ノ守トテ懸ケタルハ、此遺風ナリト云フ」と書かれていた。それに比べ、『広辞苑』は「ひもで胸にかける筒守」、小学校館の『国語大辞典』も「錦の布でつくった筒形の袋に、紐をつけて胸に懸ける守袋」という至極簡単な説明文である。「懸守」は「胸に懸ける」ものなのか、「頸に懸ける」もののか。たつた一字の違いにすぎないが、意味の上からは大きな違ひとなるのである。

（28）『古本説話集』卷下「西三条殿の若君、百鬼夜行に遇ふ事」の項に、「なを護符は身に具すべきなりけり」と、人いひて、まほりをひと懸けたてまつる。いまもなを具したてまつるべき也」という文章が見える。

また『吾妻鏡』の建長五年五月四日の条にも、

「四日。辛巳。今年端午の良辰は壬午に當る。必ず御謹慎あるべきによつて、御勘文〔故諸陵頭賀茂時定撰す〕一通、ならびに三種の神符御護等、仙洞より密々に進ぜらる。これすなわち

黄帝の秘術なりと云々。去夜女房中に到来し、今朝内々に進覧すと云々。勘文に云はく、五月五日丙午・壬午に当る年、端午の神符御護をつくりてかくれば、命百年をたもつ事。

右本文に云く、五月五日丙午・壬午に当る年、赤紙をもちて神符をつくりてかくれば、寿命百歳なり、件の神符といふは三種なり。一には辟兵符、この符をかくれば、梓矢の難をのがれ、敵人をほろぼし、わが身にむかふものは、おのづからほろぶ。二には破敵符、この符をかけぬれば、敵人あへておこらず、たとひ弓箭刀兵わが身にむかふといへども、害をなす事なし。皆ことごとくだけをる。三には三台護身符、この符をかくれば三災九厄の病難をのぞく。三災とは盜賊・疾病・飢饉なり。この三難にあへども、一切恐れなし。皆悉く消除す。九厄とはもうもろの厄難をのぞく事なり。およそこの三種の神符を造りてかくれば、短命の者は命を百年のべ、敵人あるものは、敵人をほろぼして、わが身はつつがなく、もろもろの厄難にあひたらん人は、厄難を消除し、禍殃をのぞく。百病のぞく。これらの災難をのぞく事、この神符の力にはしかじ。故に先例みなこの日にあたるごとに、これらの符をかけて、御まもりにもちるらる。今年五月五日、すでに壬午にあたる。よつて先例にまかせて公家おこなはる。まことに尤もこの符をかけさせたまひて、百年の御寿命をたもたせたまひ候ふべく候。よつて注進件のごとし。四月 日」（『全訳吾妻鏡』第五卷二〇六頁）と記されている。この勘文の文中にみる、「端午の神符御護をつくりてかくれば」「赤紙をもぢて神符をつくりてかくれば」「この符をかくれば」「この符をかけねれば」と表記されている「かくれば」

の語句を漢字に充てると「懸くれば」と表記できよう。また「端午の神符御護」とあるからには、必ずや「頸に懸け」たに違いない。

(29) 「西念は供養目録を頸に懸けて投身入水した」（角田文衛『平安の春』）

(30) 『心目抄』に「念誦懸頸持臂功德殊勝事」という表題があるが、「念誦を頸に懸ける」という表現は奇怪しい。念誦は念珠の誤写であろう。

(31) 巡礼札は、別に「参り札」ともいった。觀音信仰の徒が、三十三ヶ所の靈場を巡るときに、袋に納めた三十三枚の巡礼札を「頸に懸け」て旅立ち、靈場の宝前に一枚づつ奉納したり、柱や天井に貼って、道中の無事を祈念したり、靈場に参詣したことの証としたのである。

(32) 「首」と表記される場合には、「頭全体」「頭部」を指すこともあるが、「頸」と表記される場合には、耳の付け根から下のくびれている部分を指すもので、「頭部」の意味はふくまれない。「頸」は厳密には、頭部と身体を繋ぐ要の部分である。また五感を司る中枢であり、さらには身体の均衡を保つための最も重要な部分をいう。